

つくばみらい市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（案） の概要

1 条例制定の背景

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路のバリアフリー化基準）については、これまで国が定めた基準を自治体に義務付けてきたところですが、地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るために制定された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の一部が改正され、地域の実情に応じて、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例で制定することとされたことから、その基準を定めるため条例を整備するものです。

2 条例制定の目的

法第10条第1項の規定に基づき、本市が管理する市道における、特定道路（※）の新設又は改築を行う際の、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めることを目的とするものです。なお、条例の制定にあたっては、法第10条第2項の規定により、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。）で定める基準を参酌して定めるものです。

※特定道路

多数の高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設・公共施設・福祉施設を相互に徒歩移動により結ぶ道路として、特に移動等円滑化が必要な道路として特定したものをいう。

3 施行期日平成25年4月1日施行予定

4 条例における基本的事項

第1章総則

第1条（趣旨）

市が管理する市道において、特定道路の新設又は改築を行う際の、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、必要な事項を定めることを趣旨としている。

第2条（定義）

この条例における用語の定義を規定する。

第2章歩道等

第3条（歩道）

高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な移動を確保するため、歩道を設置することを規定する。

第4条（有効幅員）

歩道等の有効幅員について、移動等円滑化の基準を規定する。

第5条（舗装）

歩道等の舗装について、移動等円滑化の基準を規定する。

第6条（勾配）

歩道等の勾配について、移動等円滑化の基準を規定する。

第7条（歩道等と車道等の分離）

歩行者の安全かつ円滑な移動を確保するため、歩道等と車道等を分離することを規定する。

第8条（高さ）

歩道等の高さについて、移動等円滑化の基準を規定する。

第9条（横断歩道に接続する歩道等の部分）

横断歩道に接続する歩道等の高さ等について、移動等円滑化の基準を規定する。

第10条（車両乗り入れ部）

歩道の有効幅員について、車両乗り入れ部における移動等円滑化の基準を規定する。

第3章立体横断施設

第11条（立体横断施設）

高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な移動を確保するため、必要な箇所に立体横断施設を設置する旨を規定する。

第12条（エレベーター）

立体横断施設に設けるエレベーターについて、移動等円滑化の基準を規定する。

第13条（傾斜路）

立体横断施設に設ける傾斜路について、移動等円滑化の基準を規定する。

第14条（エスカレーター）

立体横断施設に設けるエスカレーターについて、移動等円滑化の基準を規定する。

第15条（通路）

立体横断施設に設ける通路について、移動等円滑化の基準を規定する。

第16条（階段）

立体横断施設に設ける階段について、移動等円滑化の基準を規定する。

第4章乗合自動車停留所

第17条（高さ）

乗合自動車停留所における歩道等の高さについて、移動等円滑化の基準を規定する。

第18条（ベンチ及び上屋）

高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な移動を確保するため、乗合自動車停留所におけるベンチ等の設置基準を規定する。

第5章 自動車駐車場

第19条（障がい者用駐車施設）

自動車駐車場に「障がい者用駐車施設」を設けるものとした上で、その構造について定めています。

第20条（障がい者用停車施設）

「障がい者用停車施設」を設けるべき場合及び設ける場合の構造について定めています。

第21条～第29条

自動車駐車場内の各種のバリアフリー施設について、設けるべき場合、設ける場合に満たすべき構造の基準を定めています。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

第30条（案内標識）

高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な移動を確保するため、案内標識の設置基準を規定する。

第31条（視覚障がい者誘導用ブロック）

視覚障がい者の安全かつ円滑な移動を確保するため、誘導用ブロックの設置基準を規定する。

第32条（休憩施設）

高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な移動を確保するため、歩道等の休憩施設の設置基準を規定する。

第33条（照明施設）

高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な移動を確保するため、歩道等の照明施設の設置基準を規定する。

附則

この条例の施行期日及び経過措置について規定する。